

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	重度心身障害児福祉手当の受給資格認定
処分権者	市長
根拠規定	周南市重度心身障害児福祉手当支給条例第3条
基準規定	周南市重度心身障害児福祉手当支給条例第1条;第2条;第3条
審査基準	周南市重度心身障害児福祉手当支給条例第1条、第2条、第3条 （目的） 第1条 この条例は、重度の身体障害、知的障害及び精神障害を有する児童を保護している者に重度心身障害児福祉手当（以下「福祉手当」という。）を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 （用語の定義） 第2条 この条例において「児童」とは、20歳未満の者で次に掲げるものをいう。ただし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の2第1号で定める施設に入所している者を除く。 （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級及び3級である者 （2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所で知的障害の程度が重・中度（おおむね知能指数50以下）と判定された者 （3）市長の指定する知能判定機関で知的障害の程度が重・中度（知能指数50以下）と判定された者 （4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級及び2級である者 2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、配偶者、未成年後見人及びこれに準じる者であって、現に児童と生計を同じくする者 （受給資格） 第3条 福祉手当を受けることができる者は、本市に住所を有し、かつ、引き続き6月以上居住している保護者とする。 2 福祉手当を受けようとする者は、市長に申請して受給資格の認定を受けなければならない。 3 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を申請者に通知する。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	障害児福祉手当・特別障害者手当の受給資格認定・再認定
処分権者	市長
根拠規定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条;第26条;第26条の5
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。・障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日厚生省発社更第162号社会局長通知）
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	指定障害児相談支援事業者の指定
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第24条の26第1項第1号
基準規定	児童福祉法第21条の5の15第3項第1号～第3号・第5号～第10号・第12号・第13号、第24条の26第1項第1号、第24条の28 児童福祉法施行規則第18条の31第1項、第18条の32、第25条の26の6第1項・第2項 児童福祉法施行令第25条の7第1項、第25条の8、第27条の15 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3
審査基準	児童福祉法第21条の5の15第3項第1号～第3号・第5号～第10号・第12号・第13号、第24条の26第1項第1号、第24条の28 児童福祉法施行規則第18条の31第1項、第18条の32、第25条の26の6第1項・第2項 児童福祉法施行令第25条の7第1項、第25条の8、第27条の15 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3 規定は略
標準処理 期間	3 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	高額障害児通所給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第21条の5の12第1項
基準規定	児童福祉法第21条の5の12 児童福祉法施行令第25条の5、第25条の6 児童福祉法施行規則第18条の4、第18条の26 児童福祉法第21条の5の12第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第222号） 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号）
審査基準	児童福祉法第21条の5の12 児童福祉法施行令第25条の5、第25条の6 児童福祉法施行規則第18条の4、第18条の26 児童福祉法第21条の5の12第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第222号） 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号） 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（厚生労働省作成） 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	指定障害児相談支援事業者の指定の更新
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第24条の29第1項
基準規定	児童福祉法第21条の5の6第1項、第21条の5の7第4項、第21条の5の8第1項・第3項、第21条の5の15第3項1号～第3号・第5号～第10号・第12号・第13号、第24条の26第1項第1号、第24条の28、第24条の29 児童福祉法施行規則第18条の31第1項、第18条の32、第25条の26の6 児童福祉法施行令第25条の7第1項、第25条の8、第27条の16、第27条の17 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
審査基準	児童福祉法第21条の5の6第1項、第21条の5の7第4項、第21条の5の8第1項・第3項、第21条の5の15第3項1号～第3号・第5号～第10号・第12号・第13号、第24条の26第1項第1号、第24条の28、第24条の29 児童福祉法施行規則第18条の31第1項、第18条の32、第25条の26の6 児童福祉法施行令第25条の7第1項、第25条の8、第27条の16、第27条の17 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号） 規定は略
標準処理 期間	3 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	肢体不自由児通所医療費の支給
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第21条の5の29第1項
基準規定	児童福祉法第4条第2項、第6条の2の2第3項、第21条の5の3第1項、第21条の5の29第1項・第2項、第21条の5の31 児童福祉法施行規則第18条の41、第18条の42、第18条の43、第18条の44、第18条の45、第18条の46 児童福祉法施行令第22条の3、第25条の13
審査基準	児童福祉法第4条第2項、第6条の2の2第3項、第21条の5の3第1項、第21条の5の29第1項・第2項、第21条の5の31 児童福祉法施行規則第18条の41、第18条の42、第18条の43、第18条の44、第18条の45、第18条の46 児童福祉法施行令第22条の3、第25条の13 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	障害児相談支援給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第24条の26第1項
基準規定	児童福祉法第4条第2項、第6条の2の2第7項～第9項、第21条の5の6第1項、第21条の5の7の第4項、第21条の5の8の第1項・第3項、第24条の3第2項、第24条の26第1項・第2項・第5項・第7項、第24条の31第2項 児童福祉法施行規則第25条の26の3第1項・第2項、第25条の26の4第1項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
審査基準	児童福祉法第4条第2項、第6条の2の2第7項～第9項、第21条の5の6第1項、第21条の5の7の第4項、第21条の5の8の第1項・第3項、第24条の3第2項、第24条の26第1項・第2項・第5項・第7項、第24条の31第2項 児童福祉法施行規則第25条の26の3第1項・第2項、第25条の26の4第1項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号） 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号） 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号） 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給決定（通所給付決定）、通所給付決定の変更
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第21条の5の7第1項、第21条の5の8第2項
基準規定	児童福祉法第4条第2項、第21条の5の5第2項、第21条の5の6、第21条の5の7第1項、第4項～第6項、第21条の5の8、第24条の26第1項第1号 児童福祉法施行令第25条の3 児童福祉法施行規則第18条の6、第18条の10、第18条の12、第18条の13、第18条の14、第18条の15、第18条の20、第18条の21、第18条の23
審査基準	児童福祉法第4条第2項、第21条の5の5第2項、第21条の5の6、第21条の5の7第1項、第4項～第6項、第21条の5の8、第24条の26第1項第1号 児童福祉法施行令第25条の3 児童福祉法施行規則第18条の6、第18条の10、第18条の12、第18条の13、第18条の14、第18条の15、第18条の20、第18条の21、第18条の23 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（厚生労働省作成） 規定は略
標準処理 期間	次のいずれか遅い日までとする。 ① 申請のあった日から3月経過した日 ② 障害児支援利用計画案の提出があった日から1月経過した日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	特例障害児相談支援給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第24条の27第1項
基準規定	児童福祉法第6条の2の2第7項、第24条の26第1項、第24条の27第1項・第2項、第24条の26第2項、第24条の31第1項・第2項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号） 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
審査基準	児童福祉法第6条の2の2第7項、第24条の26第1項、第24条の27第1項・第2項、第24条の26第2項、第24条の31第1項・第2項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号） 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号） 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（厚生労働省作成） 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の支給決定
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第21条の5の13第1項
基準規定	児童福祉法第4条第2項、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項、第21条の5の12第1項、第21条の5の13第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条7項
審査基準	児童福祉法第4条第2項、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項、第21条の5の12第1項、第21条の5の13第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条7項 規定は略
標準処理 期間	次のいずれか遅い日までとする。 ① 申請のあった日から3月経過した日 ② 障害児支援利用計画案の提出があった日から1月経過した日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	介護給付費等の支給決定
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第1項・第7項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第1項、第4項から第6項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条、12条の2、12条の4、12条の5、13条
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第1項、第4項から第6項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条、12条の2、12条の4、12条の5 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（厚生労働省作成） 規定は略
標準処理 期間	次のいずれか遅い日までとする。 ① 申請のあった日から3月経過した日 ② サービス等利用計画案の提出があった日から1月経過した日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	介護給付費等の支給決定の変更
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第1項・第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第1項・第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（厚生労働省作成） 規定は略
標準処理 期間	次のいずれか遅い日までとする。 ① 申請のあった日から3月経過した日 ② サービス等利用計画案の提出があった日から1月経過した日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	介護給付費等の負担額の特例認定
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第32条
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第32条 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	計画相談支援給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の54第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の54第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日号外厚生労働省告示第125号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号） 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（厚生労働省作成）規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	高額障害福祉サービス等給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の4から第43条の6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の9の3から第65条の9の5
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の4から第43条の6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の9の3から第65条の9の5 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	指定特定相談支援事業者の指定
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号、第51条の20、第36条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第26条の10、第26条の11、第26条の14、第22条第1項、第22条の2、第26条の13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の20の2、第34条の20の3、第34条の59第2項
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号、第51条の20、第36条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第26条の10、第26条の11、第26条の14、第22条第1項、第22条の2、第26条の13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の20の2、第34条の20の3、第34条の59第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）規定は略
標準処理 期間	3 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	指定特定相談支援事業者の指定の更新
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の21第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項、第51条の17第1項第1号、第51条の21、第51条の20、第36条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第26条の10、第26条の11、第26条の14、第22条第1項、第22条の2、第26条の13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の20の2、第34条の20の3、第34条の59第2項
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項、第51条の17第1項第1号、第51条の21、第51条の20、第36条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第26条の10、第26条の11、第26条の14、第22条第1項、第22条の2、第26条の13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の20の2、第34条の20の3、第34条の59第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）規定は略
標準処理 期間	3 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	自立支援医療費（育成医療）の支給認定
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第2第36条から第39条 自立支援医療費の支給認定について（H18. 3. 3障発0303002号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知）
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第2第36条から第39条 自立支援医療費の支給認定について（H18. 3. 3障発0303002号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知） 規定は略
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は1日を加算する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	自立支援医療費（育成医療）の支給認定の変更の認定
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第1項・第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第31条、第35条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第44条 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発0303002号厚生労働省・
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第1項・第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第31条、第35条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第44条 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発0303002号厚生労働省・ 援護局障害保健福祉部長通知） 規定は略
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は1日を加算する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	自立支援医療費（更生医療）の支給認定
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第2第36条から第39条 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発0303002号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知）
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第2第36条から第39条 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発0303002号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知） 規定は略
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は1日を加算する。） ※ 更生相談所による判定が必要な場合は3か月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	自立支援医療費（更生医療）の支給認定の変更の認定
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第1項・第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第44条 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発0303002号厚生労働省・ 援護局障害保健福祉部長通知）
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第1項・第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第35条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第44条 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発0303002号厚生労働省・ 援護局障害保健福祉部長通知） 規定は略
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は1日を加算する。） ※ 更生相談所による判定が必要な場合は3か月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	障害支援区分の認定
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項、第21条第1項第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第11条 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項、第21条第1項第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第11条 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（厚生労働省作成）規定は略
標準処理 期間	3 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の7第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の6、第51条の7第1項、第4項から第6項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の35
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の6、第51条の7第1項、第4項から第6項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の35 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（厚生労働省作成） 規定は略
標準処理 期間	次のいずれか遅い日までとする。 ① 申請のあった日から3月経過した日 ② サービス等利用計画案の提出があった日から1月経過した日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定の変更
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第1項・第2項、第51条の7第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の35
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第1項・第2項、第51条の7第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の35 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（厚生労働省作成）規定は略
標準処理 期間	次のいずれか遅い日までとする。 ① 申請のあった日から3月経過した日 ② サービス等利用計画案の提出があった日から1月経過した日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	特定障害者特別給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第20条、第21条第1項・第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条、第34条の2、第34条の3第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき居住費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第20条、第21条第1項・第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条、第34条の2、第34条の3第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき居住費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第18条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第31条第1項
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第18条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第31条第1項 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	特例計画相談支援給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18第1項
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18第1項 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	特例地域相談支援給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の15第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の15第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の53第1項
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の15第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の53第1項 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	特例特定障害者特別給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第35条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第35条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項・第3項、第21条の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の4第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第二号の規定に基づき居住費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第35条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項・第3項、第21条の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の4第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第二号の規定に基づき居住費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	補装具費の支給
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の7の2 補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 電動車いすに係る補装具費の支給について（平成18年9月29日障発第0929009号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の7の2 補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 電動車いすに係る補装具費の支給について（平成18年9月29日障発第0929009号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 規定は略
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は1日を加算する。） ※ 更生相談所による判定が必要な場合は3か月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	介護給付費又は訓練等給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第25条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日号外厚生労働省告示第523号）
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第25条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日号外厚生労働省告示第523号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号） 規定は略
標準処理 期間	2月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	障害児通所給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第21条の5の3
基準規定	児童福祉法第21条の5の3 児童福祉法施行令第24条 児童福祉法施行規則第18条の2 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号）
審査基準	児童福祉法第21条の5の3 児童福祉法施行令第24条 児童福祉法施行規則第18条の2 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日号外厚生労働省告示第122号） 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号） 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の 名称	地域相談支援給付費の支給
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域 相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日号外厚生労働省 告示第124号）
審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域 相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日号外厚生労働省 告示第124号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する 基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001 号） 規定は略
標準処理 期間	2 月
備考	